

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番			

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定について

日程第2 議第72号 垂井町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正について

5 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

議長（栗田利朗君） これより平成25年第 5 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、7 番 吉野誠君、10 番 広瀬文典君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定について

議長（栗田利朗君） 日程第 1、議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

平成25年の確定申告受付期間において、確定申告書作成支援の権限のない職員が事務作業をしたことに対し懲戒処分を下した一連の事件で、当該職員が事務処理した中に町の幹部が含まれていたこと、また懲戒処分審査会にその関係者が入っていたことについて、町長の管理監督責任と副町長の管理監督責任及び当事者意識の希薄に対し、町長及び副町長の給料月額の支給について、平成25年11月から平成26年 1 月までの間において減額支給するため、特例条例を制定するものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお今回、結果として、町民の皆様を初め議会にも行政に対する不信の念を抱かせることとなってしまったことに、心からおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

今後は、公人としての自覚をしっかりと意識し、襟を正し、より一層綱紀肅正に努めてまい

りたいと存じます。皆様にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） ただいま提案説明にありました、職員によるパスワードを不正に聞き出し、税務支援ソフトを使用した件に関連し、私、副町長という立場でかかわってしまいましたことで、新聞等で報道され、垂井町にとってまことに不名誉なこととなり、皆様には大変な御迷惑をおかけいたしましたこと、甚だ軽率で弁解の余地がございません。私の不徳のいたすところでございまして、ここに深くおわびを申し上げます。

このたび、けじめをつけるとともに二度とこのようなことにならないよう、今後は襟を正して身を律して職務に精励してまいりたいと考えております。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私のほうから、議第71号の垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

早速条文の内容について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございまして、今回制定させていただきます条例によりまして、町長及び副町長の平成25年11月から平成26年の1月までの3カ月間に支給される給料月額につきまして、垂井町の職員の給与の特例に関する条例第2条でございしますが、これにつきましては6月の議会でも可決していただいたように、7月から4%減額しておるところでございしますが、その4%減額後の支給額から100分の10を乗じて得た額、いわゆる10%を減じて支給するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては平成25年の11月1日から施行するものでございます。よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上で補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 議第71号の条例の制定する内容が適正かどうかという判断するための1つの見解としてお尋ねいたします。

今回の事件の最大の問題点は何であったか、それをお尋ねいたします。パソコンの不正使用と情報の漏えいが仮にほかの課であったらよかったとは思いませんが、ただこれほどまでの問題にはならなかったような気もいたします。それは、今回の事件の最大の問題点と思うのは、特に税務であったということ。町民の税務内容は、町民の生活全てを知ることができる最高の

個人情報であるということ。それを勝手にのぞき見ができるということは大変なことであると。ある意味では恐ろしいことかもしれません。そこに町民の方たちの不信感、不安感が募ってきております。それが、ひいては町への不信につながっていることにもなっていると思うわけです。今回の事件の最大の問題点は何であったか、また今後の信頼回復への対応について尋ねるものであります。

それと、これまでに全協でるる説明がありました。ここで念を押す意味でお尋ねいたします。組織的な隠蔽はなかったか、また組織的な問題を個人の問題に矮小化していないか、これについて確認させていただきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、こういった形で本当に皆様に御迷惑をおかけしたこと、まことに申しわけなく思っております。ただ、今回の最大の問題点は何であったかというようなことでございますけれども、やはり、今税務というお話しがございましたけれども、税務にかかわらず職員の意識、規範において問題があった点に懲戒処分を下しました。その懲戒処分を下したことに對する公表の時期あるいは内容についての説明が不十分であった、そういうことがまず第1点、大きく上げられるのではないかとこのように思います。当初、全協でもお話しをしましたように、あくまで内部統制人事の問題であるという認識でございましたけれども、やはり懲戒、停職3カ月という非常に重い処分でございます。このことはやはり今後、規則を定めまして、懲戒処分については公表するという方向に今かじを切ったところでございますけれども、そういった一つの契機にもなったところでございますが、やはり公表の時期及びその内容というものを適正に行ってこなかったことの一つの結果として、こういうごたごたとしてしまったということがあると思っております。また、町幹部職員がかかわったということにつきましても、この懲戒処分審査会がやはり、誰がではなく、何を、要するにどういう事柄、事案がこの処分の軽重に値するのかということについて意識が置かれておまして、まず自分たちが疑われるという意識がやはり希薄であったと。言いかえれば、当事者意識というものが非常に希薄であったことによつて、こうして騒ぎがより大きくなってしまったというふうに考えておるところでございます。

今後、先ほど謝罪の中でも申し上げましたけれども、やはり公人、公務員は全て公人になるわけでございますけれども、その公人としての意識をしっかりと持ち直す、そして襟を正し、より一層綱紀肅正に努めていくという思いをしっかりとしていくことが大事かと思っております。またあわせて、当然にパソコン等を使っているんな情報が入手できるわけでございますけれども、このセキュリティーポリシーの管理についてもなお一層しっかりとしていく、また職員一人一人が、これも訓示として職員には伝えておりますけれども、一人一人が公人であるという意識を持って物ごとに対処する、その意識をしっかりとこれからつくって、さらにしっかりとつくっていくという思いを強めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたし

ます。

なお、組織的な隠蔽という話がございましたけれども、今申しましたように、職員個人の不適切な行動が、要するに発表の不手際、あるいは内容の不十分ということで混乱を招いたということでありまして、決してこれを隠蔽するために1人の責任にしたということではなく、最初のことの起こりは、やはりその職員の不適切な行為が起因であったというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 再度、全協でもお話はあったかと思えますけれども、確認の意味で特例の条例の整合性についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

今回、10%の減額という特例の条例を制定するに当たり、期末手当に対して基準日というものの方が設けられております。第5条の中で期末手当は6月1日及び12月1日、以下この条においてこれらの日を基準日というふうにと定められております。その基準日において今回12月1日は基準日に当たる日でございますので、いわゆる減額をした額に対して12月の期末手当100分の205を乗じて得た額というふうに解釈をさせていただくのが本当ではないかというふうに思いますが、その点についてお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 特別職の賞与の支給の関係でございますが、一般的にこういった事案につきましては、やはり町長、副町長が責任をとるといふような形で全国的にも減給というのがございます。お隣の自治体にもございましたとおりでございますが、こういった給料の減額につきましては、あくまでも給料の減額でございます。賞与までには影響は至っておらないという実態でございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ただいま上程されております71号につきましては、私はこの条例につきましては賛成するものでございますが、こうなったことにつきまして、やはり担当職員の、私は仕事に対するモラルの問題ではないかと、このように思うんですよ。そのような形の中で、やはり総合窓口になり、今、企画・住民等々は総合窓口になっておりますが、やはり職員が行う仕事、状況、そういうような形につきましては、やはり課長さんは部下の掌握を十二分にさせていただくということが必要であると思っておりますし、やはり職員との会合の場といいます

か、また食事等々でもあるかと思えますけど、できるだけ職員と多くこのような接触をしていただき、垂井町の発展に努めていただきたいと、このように思っておるわけでございます。いつも私も言うておりますように、職員の皆さんはやはり町民の奉仕者でございます。そのような形で先ほど町長も副町長も陳謝されましたが、やはり管理監督、また公人としての襟を正して今後も垂井町発展のために尽くしていただきたいと、このように思っております。

議長（栗田利朗君） ただいまのは質疑ですか。質問ですか。

11番（丹羽豊次君） 質問。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

管理者としての管理責任ということでございます。また、課長という職責において、しっかりと部下を管理せよということでございます。ただ、今回この処分を下しました本人自身が管理者という立場にある中で、やはりその意識の欠如ということが強く問題になるところでございます。そういった、やはりふだんからのモラルというものをしっかりつくっていくためにも、職員の意思疎通という部分をしっかりと図っていく必要があるというふうに思っております。

今回、職員を集めて訓示をした際に、一部内部告発という言葉がございました。一般質問でもございましたけれども、その職員を追及するものではなく、やはり内部告発ができる、一つにはそういう訴状も必要かとは思いますが、内部告発に至らなくても、ふだんの活動の中で、職務の中で問題を解決していける土壌をつくっていく、垂井町のそういった気候風土をつくっていくということが必要ではないかということ職員に話しておるところでございます。今後、いろんな折を捉えて、やはり自由闊達に物が言える、自分の思いが述べられる、伝えられる、そして批判を恐れずに進めていくことができる、そういう体質をしっかりと構築していくためには、やはり何といたしても職員一人一人の意識をさらに強めていく必要があるかと思えます。

少し時間をいただく必要があるかもわかりませんが、今後ともさらにそういうことを強く進めていくためのいろんなことを頑張っていきたいというふうに思っていますので、今回のことを一つの重要な経験といたしましてさらに頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第72号 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

議長（栗田利朗君） 日程第2、議第72号 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第72号 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

職員の処分に関し公平公正を期すため、職員懲戒処分審査会の委員に外部の者を加えることといたしました。

審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に当たるため、同条の規定により所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私のほうから、議第72号 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきたいと存じます。

条文を見ていただきたいと存じますが、またあわせて本日、改正後の新旧対照表もお配りしてございます。そちらのほうもあわせてごらんいただきたいと存じます。

ただいま町長からの提案説明にもございましたように、職員の懲戒処分審査会の構成員につきまして、審査会の公平公正さを保つために構成員に外部の方を加える場合におきましては、当該審査会の設置につきましては、附属機関といたしまして地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、条例で定める必要があることと定められておるところでございます。そういったことから今回垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例にその審査会の設置の条文を追加させていただくものでございます。

それでは早速条文の説明に入らせていただきますが、まず第2条の次に第3条といたしまして、懲戒処分を行う場合につきましては、任命権者は職員の懲戒処分審査会に諮問しなければ

ならない旨の規定を加えるものでございます。また、第4条におきましては、職員の懲戒処分審査会の設置につきまして、それぞれ委員の人数、まあ5名以内としておるところでございますが、そういった設置の内容、それから所掌事務等の規定を設けるものでございます。

続きまして附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行させていただく予定をしておるところでございます。

なお、今回この職員の懲戒処分審査会、外部の方から招聘するに当たりまして、委員の報酬が必要になってまいります。そういったことから、垂井町の報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例、昭和35年垂井町条例第14号の一部につきまして改正をさせていただくものでございます。内容につきましては、第1条に68号といたしまして職員の懲戒処分審査会委員の名称を、また別表、こちらにつきましてはその審査会委員の金額を定めるものでございますが、別表に65号といたしまして職員懲戒処分審査会委員日額4,200円でございますが、これは通常一般的な日額報酬でございますが、加えさせていただくものでございます。以上、私のほうから補足説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきたいと思います。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 懲戒処分につきまして、私は最初の一般質問の中でもこの問題については犯罪だというお話しをしましたが、既にその件につきましては執行部側から処分をされておりますので、あえてここでは申しませんが、きょう提案されました審査会、第4条の3項において、審査会の組織及び運営について必要な事項は規則で定めるということが書いてあります。そこで、全協の中でも審査会をやりながら弁護士さんの意見を聞いたと。まあ参考意見だと思いますが。そうすると、その参考意見の中に、この条文の中には参考意見を聞くというようなことは書いてありませんね。審査会は、審査会の中でしっかりするというお話しをしてもらわないと、第三者の意見を聞いてそれが弁護士だったら皆さん議員の人も納得してしまうような顔をしてですね、済んでしまった話なんですよ。だから、じゃあ審査会で5番目の人を入れるというのなら、弁護士さんを最初から入れたらどうですかというのが私の提案です。

それからもう1つ、垂井町職員懲戒取扱規則の中、第6条、審査会は会長及び委員をもって組織すると。会長は副町長をもって当て、委員は次に掲げる職員をもって当てると。総務課長、企画調整課長、生涯学習課長、で、今度は学識経験者というふうに入ってくるんですが、今回の事件におきまして当事者の人がこの審査会の委員に入っておるといような話はおかしいので、それはもう誰かの課長さんにやってもらうという条項も入れていただきたいと思います。

それから、担当職員の中の課の職員がやったというお話ですから、その課の課長さんもこのところから除外して、第三者の課長さんにやっていただくといような条文、規則をつくって

いただけるかどうかというお話をここで聞きたいと思っております。以上です。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） まず1点目の、委員に弁護士を最初から加えたらどうかというお話してございますが、あくまでも弁護士さんといえますのは、調停等になったときに顧問弁護士さんとして御依頼するものでございまして、最初からその弁護士さんを委員に加えておくとなった場合、万が一そういった想定に陥ったときに、非常にその弁護士さんの立場も悪くなるというようなことも想定されます。従いまして、この弁護士さんを加えることにつきましては、弁護士さんの人の利害関係もある関係上、やはりこれは望ましくないという認識をしておるところでございます。あくまでも顧問弁護士として町に設置しておりますので、あくまでも相談、意見を伺いたいという位置づけで進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、町職員の登用でございますが、もちろんこれは先ほども町長が冒頭、この提案説明にも申されましたように、公平・公正がやはり一番大事でございます。当然、その職員がこの構成メンバーの中に利害関係人として、係長、あるいは課長がおるということについては、今後あってはならんということでございます。そういったことで、この条例の提案もさせていただいておるわけでございますので、今後それにつきましては運営上しっかりと守ってまいりたいというふうに思っております。

それと、この委員につきましては、それぞれ事件ごとに委員をお願いすることとしております。当然その懲戒処分を受ける場合につきましては、その懲戒に至った非違行為につきましては、内容はまちまちでございます。それと、やはり行う職員も、やはりどこの課から出てくるかも想定できません。そういったことを踏まえまして、やはりこの委員につきましてはその事案ごとに委員をお願いしていく予定をしております。当然、吉野議員が指摘されておりますような公平・公正性を欠くような利害関係人を委員にするということについては毛頭考えておりませんので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それと、弁護士さんにつきましては今のところ考えていない、今いろいろな諸事情がございまして考えておりませんが、学識経験者といましては、やはり想定されますのは行政相談員の方はお見えになりますし、それから県の町村課の中にはこういった行政指導をする部署あるいは懲戒に詳しい部署もございまして、そういったあたりの職員、それとか場合によっては企業の職員等も考えられるのではないかなど。それは先ほど申しましたように、それぞれ、非違行為の内容によりましてやはり適切な人材をお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番(広瀬文典君) 二、三ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回のこの条例改正は、さきの事件に対してその反省の観点から、より公正さを増すために条例を改正するというところでございますが、1つは、現在垂井町では、職員の懲戒審査委員会というのが規則で定められていると思います。それともう1つ、今回は職員の懲戒処分審査会というのも条例の中でうたわれて、つくられようとしております。この懲戒に関して2つのそういった組織といいいますか、審査するといいいいますか、そういった部署があるわけですが、これにつきましてはどのように整理されるのか、あるいはどのように使い分けされるのか。まずそれを1つ確認させていただきたいなと思います。

それからもう1つ、今、同僚議員のお話にありましたけれども、要するにより処分の公正さ、あるいは公明さを確保するために、外部の方を入れるということもございますけれども、要するに外部の方も入れ、それからより公明さを求めていくということですが、先ほども出ておりましたように、その構成員の公明性といいいいますか、そういうのをどのように担保されるか、この部分についてお考えをお伺いしたいと思います。

それからもう1つは、これ職員というふうになっておりますけれども、まあ垂井町の職員かなど。それから、最近は結構職員さんの定数の削減等もありまして、いわゆる臨時職員さん、あるいは嘱託さん、非常勤さん、いろいろ幅広い範囲で多くの方がこの町の行政に携わって見えております。そういった臨時さん、あるいは嘱託さん、非常勤等そういったものは対象になるのかどうか、ちょっと確認をさせていただけたらと思います。臨時にしる、そういった嘱託にしる、かなり責任のある職務についておられる方もかなりいらっしゃると思いますから、その辺についてひとつ確認をしたいということ、それからこの処分審査会について、組織及び運営については再度規定で定めるといいうふうになっておりますけれども、この規定の内容によってその審査会が本当に公明正大なものになるかどうかというのは、非常に注目される場所であると私は思っております。そういったことにつきまして、規則でありますから、これは議決事項ではないかもしれませんが、その内容について議会に対してお示しをいただける気はあるのかどうかということでございます。

もう1つは、こういった規則、こういったことをするという事は、1つではそういったものに対して当然、いわゆる道路交通法あるいは刑法にしる、そういった法律があるというものは、もちろんやったことに対して処罰するというのも1つの目的ではありますけれども、そういったものがあることによって、そういう不正あるいはそういった違法行為に対する抑止力になるというふうなことを考えるわけです。そういった意味からも、今後ともこういったことはあってはならないことですが、そういった中にはやはりより抑止力の効果を高めるために、その規則の中に、原則、懲戒処分については公表するという文言を入れられることについてのお考えをお伺いして質疑といたします。以上でございます。

議長(栗田利朗君) 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 広瀬議員の5点ほどの質問でございますが、まず第1点目の職員で組織する懲戒審査会との兼ね合いでございますが、こちらにつきましては、この条例の施行とともに廃止をしております。あくまでも今回この提案をさせていただきます職員の懲戒処分審査会でもって、公務員法に定める懲戒処分につきましては全てこちらのほうで審査をしたいと。

それと、構成員の方の公平さ、公正性を担保する方法でございますが、これはなかなか難しい問題でございますが、やはり公の方といいますか、通常、一般的にそういった公務員経験者とか、非常にこれ表現の仕方が難しいところでございますが、法である程度職務等縛られておる方等々につきまして構成員になっていただこうと。先ほど吉野議員の答弁と同じような形でございますけれども、お願いしていこうかなというふうに思っております。

それと、非常勤も対象にならないかということでございますが、臨時の方ですね。あくまでも懲戒処分といいますのは、地方公務員法に基づくものでございます。しかしながら、この臨時職員であっても、一般の町民の方からしてみると、やはり職員と同じレベルの扱いをされておるのが現状でございます。従いまして、この非常勤職員あるいは嘱託職員等の処分といいますか、非違行為があった場合につきましては、それなりの処分につきましてはまた別の要綱で規定しております。そういったことで御理解いただきたいと。

それから、規則につきましては、議会に説明するのかということでございますが、こちらは運営上の問題でございますけれども、これはあくまでも告示していくものでございますし、それから当然皆様にも毎年お配りしてございます垂井町の例規集、あちらのほうにも掲載をさせていただきます。そういったことで、今ちょっと細部にわたって調整している部分がございますので、また後日お示しをさせていただきたいというふうに思っております。

それと、公表についてでございますが、こちらにつきましても規則のほうでしっかりとその公表の内容を定めております。こちらにつきましても、先ほど申しましたように告示行為をさせていただきまして一般の皆さんにお示しをさせていただく予定をしておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

議第72号 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成25年第5回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時40分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 吉 野 誠

会議録署名議員 広 瀬 文 典